

津 市 公 報

第 22 号
平成 18 年 11 月 20 日
月 曜 日

目 次

告 示

- ・ 津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び津市久居応急診療所の使用料の徴収事務の一部委託
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 地縁による団体の告示事項の変更
- ・ 市道路線の廃止
- ・ 市道路線の認定
- ・ 市道路線の区域決定
- ・ 市道路線の供用開始
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 国民健康保険被保険者証の無効
- ・ 保管した屋外広告物
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管

公 告

- ・ 犬の抑留
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 平成18年10月分津市農用地利用集積計画
- ・ 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連津市特定環境保全公共下水道事業事業計画変更認可に伴う事業計画書の事前縦覧
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 開発行為に関する工事の完了

選管告示

- ・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・ 在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・ 選挙人名簿からの抹消者
- ・ 津市公職選挙事務取扱規程の一部の改正

津市告示 468 号

津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び津市久居休日応急診療所の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 2 日

津市長 松田 直久

津市休日応急・夜間こども応急クリニック

名 称	所 在 地
服部 夫佐代	
川本 良枝	
落合 香里	
元坂 いく子	
岡本 陽子	
中林 みち代	
樋口 かすみ	

津市久居休日応急診療所

名 称	所 在 地
川本 良枝	
樋口 かすみ	
中村 美穂	

津市告示第 4 6 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 7 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 7 年白山町告示第 8 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

白山町北家城自治会

三重県津市白山町北家城 3 5 3 番地

代表者 小 林 厚 美

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、白山町大字北家城字高瀬 2 - 1 から大字北家城字北野 1 0 7 1 - 1 及び字北野 1 1 1 6 - 1 番地から 1 1 2 5 番地までの区域とする。
変更後	会の区域は、白山町北家城字高瀬 2 - 1 から北家城字北野 1 0 7 1 - 1 及び字北野 1 1 1 6 - 1 番地から 1 1 2 5 番地までの区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡白山町大字北家城 3 5 3 番地
変更後	津市白山町北家城 3 5 3 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡白山町大字北家城 4 4 8 番地 1
変更後	津市白山町北家城 4 4 8 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第 4 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 1 1 月 6 日

津市長 松 田 直 久

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3076	上浜町第25号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3078	上浜町第26号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3079	上浜町第27号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町二丁目	
3080	上浜町第28号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町四丁目	
3081	上浜町第29号線	津市栄町四丁目	
		津市大谷町	
3082	栄町第1号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3084	栄町第3号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3085	栄町第4号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3086	栄町上浜町第1号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3090	栄町上浜町第3号線	津市桜橋三丁目	
		津市上浜町一丁目	

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3091	栄町上浜町4号線	津市栄町三丁目	
		津市上浜町二丁目	
3450	栄町上浜町第6号線	津市栄町二丁目	
		津市上浜町三丁目	
3454	栄町一身田町第1号線	津市栄町一丁目	
		津市一身田中野	
3175	広明町河辺町線	津市広明町	
		津市河辺町	

津市告示第 4 7 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 1 1 月 6 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2015	影重堤防線	津市白塚町	
		津市河芸町影重	
3625	栄町第 23 号線	津市栄町三丁目	
		津市栄町三丁目	
3626	上浜町第 38 号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町二丁目	
3627	栄町第 24 号線	津市栄町一丁目	
		津市栄町三丁目	
3628	上浜町一身田町第 1 号線	津市上浜町一丁目	
		津市一身田中野	
3629	上浜町第 39 号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3630	栄町羽所町第 1 号線	津市栄町二丁目	
		津市羽所町	
3631	上浜町第 40 号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町三丁目	
3632	栄町第 38 号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3633	上浜町大谷町第 1 号線	津市上浜町一丁目	
		津市大谷町	
3634	栄町第 25 号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3635	上浜町第 41 号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町四丁目	

3636	上浜町第42号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3637	上浜町第43号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町二丁目	
3638	栄町第26号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3639	上浜町第54号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3640	栄町第37号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3641	栄町第27号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3642	上浜町第44号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3643	栄町第28号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3644	栄町第39号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3645	栄町第29号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3646	上浜町第46号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3647	上浜町第47号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3648	栄町第30号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3649	上浜町第48号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3650	上浜町第49号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3651	上浜町第50号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3652	上浜町第51号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	

3653	上浜町第52号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3654	上浜町第53号線	津市上浜町一丁目	
		津市上浜町一丁目	
3655	栄町第31号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3656	栄町第32号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3657	栄町第33号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3658	栄町第34号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3659	栄町第35号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3660	栄町第36号線	津市栄町四丁目	
		津市栄町四丁目	
3661	栄町上浜町第8号線	津市栄町四丁目	
		津市上浜町一丁目	
3662	広明町河辺町線	津市広明町	
		津市安濃町清水	
3663	河辺町第20号線	津市河辺町	
		津市河辺町	
3834	浄土寺25号線	津市安濃町浄土寺	
		津市安濃町浄土寺	
4297	南河路第7号線	津市南河路	
		津市南河路	

津市告示第 4 7 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 1 1 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 道路の種類 市 道

2 路線名及び路線の区域

整理番号	路 線 名	区 域 の 決 定 区 間	延 長 m
			幅 員 m
2015	影重堤防線	津市白塚町字境 1 5 8 5 番地先から	300.0
		津市河芸町影重字濱新田 2 8 6 8 番 2 地先まで	8.0 ~ 17.1
3625	栄町第 2 3 号線	津市栄町三丁目 3 0 6 番地先から	44.0
		津市栄町三丁目 2 9 9 番地先まで	4.0 ~ 7.8
3626	上浜町第 3 8 号線	津市上浜町一丁目 2 1 7 番 1 地先から	173.5
		津市上浜町二丁目 1 2 3 番地先まで	4.0 ~ 5.2
3627	栄町第 2 4 号線	津市栄町一丁目 8 5 7 番 1 地先から	2196.8
		津市栄町三丁目 2 9 8 番地先まで	4.0 ~ 9.8
3628	上浜町一身田町第 1 号線	津市上浜町一丁目 1 4 8 番地先から	1212.7
		津市一身田中野字下西浦 6 6 8 番 1 地先まで	4.0 ~ 12.5

3629	上浜町第 3 9 号線	津市上浜町一丁目 1 8 番 1 地先から	97. 2
		津市上浜町一丁目 1 8 番 1 地先まで	5. 0 ～ 7. 0
3630	栄町羽所町第 1 号線	津市栄町二丁目 5 1 4 番地 先から	1018. 6
		津市羽所町 3 8 8 番地先ま で	8. 0 ～ 20. 5
3631	上浜町第 4 0 号線	津市上浜町一丁目 1 1 0 番 地先から	381. 6
		津市上浜町三丁目 1 5 番 2 地先まで	7. 0 ～ 20. 3
3632	栄町第 3 8 号線	津市栄町四丁目 2 1 5 番地 先から	128. 4
		津市栄町四丁目 2 2 6 番地 先まで	4. 8 ～ 5. 5
3633	上浜町大谷町第 1 号 線	津市上浜町一丁目 1 番地先 から	140. 2
		津市大谷町 3 1 0 番地先ま で	2. 2 ～ 9. 2
3634	栄町第 2 5 号線	津市栄町四丁目 2 5 9 番 1 地先から	71. 1
		津市栄町四丁目 2 8 7 番地 先まで	5. 4 ～ 9. 4
3635	上浜町第 4 1 号線	津市上浜町一丁目 9 2 番 2 地先から	159. 5
		津市上浜町四丁目 2 2 番地 先まで	2. 6 ～ 10. 0
3636	上浜町第 4 2 号線	津市上浜町一丁目 9 2 番 1 0 地先から	123. 4
		津市上浜町一丁目 9 2 番 1 地先まで	3. 3 ～ 6. 1

3637	上浜町第43号線	津市上浜町一丁目97番地 先から	235.6
		津市上浜町二丁目31番地 先まで	4.6 ~ 5.8
3638	栄町第26号線	津市栄町四丁目255番地 先から	400.8
		津市栄町四丁目5番地先ま で	16.0 ~ 29.6
3639	上浜町第54号線	津市上浜町一丁目167番 地先から	133.5
		津市上浜町一丁目148番 地先まで	16.0 ~ 18.0
3640	栄町第37号線	津市栄町四丁目37番地先 から	229.8
		津市栄町四丁目74番地先 まで	16.0 ~ 20.2
3641	栄町第27号線	津市栄町四丁目175番地 先から	192.7
		津市栄町四丁目4番1地先 まで	17.0 ~ 30.0
3642	上浜町第44号線	津市上浜町一丁目241番 1地先から	44.9
		津市上浜町一丁目238番 地先まで	6.0 ~ 9.8
3643	栄町第28号線	津市栄町四丁目253番地 先から	35.0
		津市栄町四丁目253番地 先まで	6.0 ~ 10.0
3644	栄町第39号線	津市栄町四丁目244番1 地先から	18.5
		津市栄町四丁目244番1 地先まで	6.0 ~ 10.0

3645	栄町第 2 9 号線	津市栄町四丁目 2 5 6 番地 先から	238. 4
		津市栄町四丁目 1 7 5 番地 先まで	6. 0 ～ 8. 0
3646	上浜町第 4 6 号線	津市上浜町一丁目 2 2 9 番 地先から	124. 0
		津市上浜町一丁目 2 1 7 番 1 地先まで	6. 0 ～ 8. 0
3647	上浜町第 4 7 号線	津市上浜町一丁目 1 8 0 番 地先から	46. 2
		津市上浜町一丁目 2 1 4 番 地先まで	6. 0 ～ 6. 0
3648	栄町第 3 0 号線	津市栄町四丁目 1 4 7 番 4 地先から	25. 4
		津市栄町四丁目 1 4 8 番 2 地先まで	6. 0 ～ 6. 0
3649	上浜町第 4 8 号線	津市上浜町一丁目 1 6 番地 先から	209. 4
		津市上浜町一丁目 1 4 8 番 地先まで	4. 9 ～ 10. 0
3650	上浜町第 4 9 号線	津市上浜町一丁目 1 4 6 番 地先から	81. 8
		津市上浜町一丁目 1 4 0 番 地先まで	6. 0 ～ 6. 0
3651	上浜町第 5 0 号線	津市上浜町一丁目 5 3 番地 先から	114. 2
		津市上浜町一丁目 8 5 番 1 地先まで	4. 0 ～ 6. 0
3652	上浜町第 5 1 号線	津市上浜町一丁目 3 1 番地 先から	64. 0
		津市上浜町一丁目 3 8 番 1 地先まで	6. 0 ～ 6. 0

3653	上浜町第 5 2 号線	津市上浜町一丁目 1 9 番地 先から	98.2
		津市上浜町一丁目 3 5 番地 先まで	6.0 ~ 6.0
3654	上浜町第 5 3 号線	津市上浜町一丁目 2 9 番 5 地先から	158.9
		津市上浜町一丁目 8 0 番地 先まで	6.0 ~ 10.0
3655	栄町第 3 1 号線	津市栄町四丁目 6 4 番地先 から	85.2
		津市栄町四丁目 2 4 番 2 地 先まで	6.0 ~ 6.0
3656	栄町第 3 2 号線	津市栄町四丁目 5 9 番地先 から	89.5
		津市栄町四丁目 1 4 番地先 まで	8.0 ~ 9.8
3657	栄町第 3 3 号線	津市栄町四丁目 4 6 番地先 から	49.0
		津市栄町四丁目 4 4 番地先 まで	6.0 ~ 6.0
3658	栄町第 3 4 号線	津市栄町四丁目 1 0 4 番地 先から	84.5
		津市栄町四丁目 3 5 番地先 まで	6.0 ~ 8.2
3659	栄町第 3 5 号線	津市栄町四丁目 2 4 番 1 地 先から	85.4
		津市栄町四丁目 2 7 番地先 まで	12.0 ~ 15.0
3660	栄町第 3 6 号線	津市栄町四丁目 2 4 番 1 地 先から	70.4
		津市栄町四丁目 2 6 番地先 まで	6.0 ~ 6.0

3661	栄町上浜町第 8 号線	津市栄町四丁目 1 5 番地先から	285.8
		津市上浜町一丁目 1 5 番地先まで	8.0 ～ 12.5
3662	広明町河辺町線	津市広明町 1 2 5 番地先から	3387.1
		津市安濃町清水字式部 1 2 3 8 番地先まで	5.5 ～ 17.5
3663	河辺町第 2 0 号線	津市河辺町字桐山 2 5 0 5 番地先	701.8
		津市河辺町字寺家 1 8 0 6 番地先まで	3.3 ～ 11.2
3834	浄土寺 2 5 号線	津市安濃町浄土寺字ハサマ 3 0 番 2 地先から	197.8
		津市安濃町浄土寺字ハサマ 1 8 番 1 5 地先まで	6.0 ～ 9.8
4297	南河路第 7 号線	津市南河路字治部屋敷 2 8 3 番 1 地先から	40.0
		津市南河路字治部屋敷 2 8 4 番 1 地先まで	9.3 ～ 9.3

津市告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年11月6日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3625	栄町第23号線	津市栄町三丁目306番地 先から	平成18年 11月6日
		津市栄町三丁目299番地 先まで	
3626	上浜町第38号線	津市上浜町一丁目217番1 地先から	平成18年 11月6日
		津市上浜町二丁目123番 地先まで	
3627	栄町第24号線	津市栄町一丁目857番1地 先から	平成18年 11月6日
		津市栄町三丁目298番地 先まで	
3628	上浜町一身田町第1号線	津市上浜町一丁目148番 地先から	平成18年 11月6日
		津市一身田中野字下西浦6 68番1地先まで	
3629	上浜町第39号線	津市上浜町一丁目18番1 地先から	平成18年 11月6日
		津市上浜町一丁目18番1 地先まで	
3630	栄町羽所町第1号線	津市栄町二丁目514番地 先から	平成18年 11月6日
		津市羽所町388番地先まで	

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3631	上浜町第40号線	津市上浜町一丁目110番地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市上浜町三丁目15番2地先まで	
3632	栄町第38号線	津市栄町四丁目215番地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市栄町四丁目226番地先まで	
3633	上浜町大谷町第1号線	津市上浜町一丁目1番地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市大谷町310番地先まで	
3634	栄町第25号線	津市栄町四丁目259番1地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市栄町四丁目287番地先まで	
3635	上浜町第41号線	津市上浜町一丁目92番2地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市上浜町四丁目22番地先まで	
3636	上浜町第42号線	津市上浜町一丁目92番10地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市上浜町一丁目92番1地先まで	
3637	上浜町第43号線	津市上浜町一丁目97番地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市上浜町二丁目31番地先まで	
3662	広明町河辺町線	津市広明町125番地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市河辺町字桐山2505番地先まで	

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始 年月日
3663	河辺町第20号線	津市河辺町字桐山2505番 地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市河辺町字寺家1806番 地先まで	
3834	浄土寺25号線	津市安濃町浄土寺字ハサマ 30番2地先から	平成 18 年 11 月 6 日
		津市安濃町浄土寺字ハサマ 18番15地先まで	

津市告示第 4 7 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び久居
駅前第 1 公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 7 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及び久居駅前第
1 公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 7 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 7 8 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 9 9 1 6 4 6	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日	平 成 1 8 年 1 0 月 2 9 日

津市告示第 4 7 9 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

はり札等 3 3 枚

立看板等 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

城山 1 丁目地内他（主要幹線道路周辺）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成 1 8 年 1 0 月 4 日から 1 9 日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 4 8 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）、高茶屋駅南公共自転車等
駐車場及び久居駅前第一公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 8 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津新町駅、久居駅（放置禁止区域）、高茶屋駅南公共
自転車等駐車場、久居駅前第 1 公共自転車等駐車場
及びアスト公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 8 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 8 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 8 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）、神戸地内及び津駅西第 1
公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市公告第 1 4 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 8 年 1 1 月 1 日
- 2 抑留期間 平成 1 8 年 1 1 月 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	安濃町 川西	雑種	白黒灰	メス	中	不明	赤い首輪

- 3 公示期間 平成 1 8 年 1 1 月 2 日から平成 1 8 年 1 1 月 7 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 1 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 1 0 月 3 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市藤方字八ヶ坪 2 6 5 7 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市丸之内 9 - 1 8
三交不動産株式会社
取締役社長 柳生 利勝

津市公告第 1 4 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 1 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 1 1 月 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居北口町字壺丁田 2 6 6 1 ー 1 3 他 8 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市ときわ一丁目 2 番 1 8 号
アサヒグローバル株式会社
代表取締役 久保川 芳彦

津市公告第 150 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 18 年 11 月 8 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 18 年 11 月 6 日

2 抑留期間 平成 18 年 11 月 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	庄田町	柴系	茶白	オス	中	不明	茶の首輪

3 公示期間 平成 18 年 11 月 8 日から平成 18 年 11 月 9 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 5 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 1 1 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 8 年 1 1 月 8 日

2 抑留期間 平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	白黒	オス	中	不明	
2	白塚町	雑種	白黒	不明	中	不明	
3	白塚町	雑種	白黒	不明	中	不明	
4	白塚町	雑種	白黒	不明	中	不明	
5	白塚町	雑種	白黒	不明	中	不明	

3 公示期間 平成 1 8 年 1 1 月 9 日から平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 5 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 1 5 3 号

下水道法第 4 条第 1 項による下水道法施行令第 3 条の規定により、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連津市特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連
津市特定環境保全公共下水道事業

2 予定処理区域

一志町大仰の一部及び白山町川口の一部

3 事業の期間

平成 8 年 1 1 月 6 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

4 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課

津市一志町田尻 5 9 3 番地 2

津市一志総合支所産業建設課

津市白山町川口 8 9 2 番地

津市白山総合支所産業建設課

5 縦覧期間

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日から平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日まで

津市公告第 154 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 15 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 18 年 11 月 14 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市上浜町四丁目 27 番 1 の一部、27 番 2 の一部（第 1 工区、第 2 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市桜橋 2 丁目 178-1

大和ハウス工業株式会社三重支店

支店長支配人 越野 次郎

津市公告第 1 5 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市住吉町 1 1 9 番、1 1 8 番 2 の一部、無地番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市中河原 5 1 9 番地

渡辺 貢

津市公告第 1 5 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市白塚町及び栗真小川町
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 1 1 5 9 - 8
西濃建設株式会社
代表取締役 宗宮 正和

津市選挙管理委員会告示第 85 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 23 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 8 日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- | | |
|------------|---|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成 18 年 12 月 3 日から同月 7 日まで
(毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで) |

津市選挙管理委員会告示第 86 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記
載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 30 条の 7 第 2 項の規
定により告示する。

平成 18 年 11 月 8 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

- 1 縦 覧 の 場 所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成 18 年 12 月 3 日から同月 7 日まで
（毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

津市選挙管理委員会告示第 87 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 8 日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
4 人	0 人	4 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成 18 年 11 月 8 日

津市選挙管理委員会告示第 88 号

津市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 11 月 9 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

津市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

津市公職選挙事務取扱規程（平成 18 年津市選挙管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

（選挙人名簿の調査請求）

第 11 条 法第 29 条（通報及び調査の請求）第 2 項の規定による選挙人名簿の修正に関する調査の請求は、第 10 号様式により行うものとする。

2 法第 30 条の 13（在外選挙人名簿の修正等に関する通知等）第 2 項において準用する法第 29 条第 2 項の規定による在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求は、第 10 号様式の 2 により行うものとする。

第 10 号様式を次のように改める。

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係） 選挙人名簿の調査請求

選挙人名簿に関する調査請求書

年 月 日

（あて先）津市選挙管理委員会委員長

（〒 ）

住 所

請求者 氏 名

印

電 話

次のとおり選挙人名簿に関する調査について請求します。

住 所					
ふりがな		性 別		生年月日	年 月 日
氏 名					
調 査 請 求 の 事 項	脱 漏	現住所に住民票を移した年月日			
		津市に住民票を移した年月日			
		住民基本台帳に記録されている住所			
		前住所			
		備考			
	誤 記		正	誤	
		氏 名			
		生 年 月 日			
		性 別			
		住 所			
		そ の 他			

第 1 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 0 号様式の 2（第 1 1 条関係） 在外選挙人名簿の調査請求

在外選挙人名簿に関する調査請求書

年 月 日

（あて先）津市選挙管理委員会委員長

（〒 ）

住 所

請求者 氏 名

印

電 話

次のとおり在外選挙人名簿に関する調査について請求します。

住 所					
ふりがな		性別		生年月日	年 月 日
氏 名					
調 査 請 求 の 事 項	脱 漏	現住所に住民票を移した年月日			
		管轄する領事官の管轄区域内に住民票を移した年月日			
		国内における最終住所			
		本籍地住所			
		備 考			
	誤 記		正	誤	
		氏 名			
		生 年 月 日			
		性 別			
		最 終 住 所			
	そ の 他				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。